

青森県報

号外第八十六号

平成二十年
十月十七日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例	(人事課) ……二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例等の一部を改正する条例	(総務学事課) ……二
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	(税務課) ……九
青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(青少年 男女共同 参画課) ……一〇
青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例	(環境政策課) ……二
青森県保健師助産師看護師法関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例	(医療薬務課) ……三
青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同) ……四
青森空港条例の一部を改正する条例	(港湾空港課) ……一六
青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する 条例	(建築住宅課) ……一七
青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等 に関する条例の一部を改正する条例	(同) ……一九
青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例 の一部を改正する条例	(人事課) ……一九
青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正す る条例	(議会事務局) ……二三
青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条 例	(同) ……二三

条 例

青森県特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例

青森県特別職報酬等審議会設置条例（昭和三十九年七月青森県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「報酬の」を「議員報酬の」に改め、「給料の額」の下に「（以下「報酬等の額」という。）」を加える。

第二条中「前条の職員の」を削り、「聞く」を「聴く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第十号中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

第三十一条第十二号中「第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条」を「第五十四条の三」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第二条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、

「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

(青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例の一部改正)

第二条 青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例(平成十二年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例

第一条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）に、「同法第三十四条」を「整備法第四十二条第一項」に、「法人（以下「公益法人」という。）の設立及び」を「特例社団法人及び特例財団法人（以下「特例民法法人」という。）の」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「公益法人」を「特例民法法人」に、「事業年度を」を「事業年度（事業年度を定めないときは、一月一日から十二月三十一日までとする。以下同じ。）を」に改め、同条第三号中「社団法人」を「特例社団法人」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「公益法人は、第二条第四号及び前条第二号の」を「特例民法法人は、」に改め、同条を第三条とする。

第六条の見出し中「又は寄附行為」を削り、同条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「又は寄附行為」を削り、同条を第四条とする。

第七条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条第一号中「民法第四十六条第二項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般法人法」という。）第三百三条又は第三百十二条第四項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「民法第四十八条」を「一般法人法第三百四条第一項又は第三百十三条第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三 一般法人法第三百五条（一般法人法第三百十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事等の職務の執行停止若しくは代行に係る仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しの登記がされたとき。

四 一般法人法第三百十二条第一項の規定により従たる事務所の新設の登記をしたとき。

第七条を第五条とする。

第八条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「ときは」の下に「一般法人法の規定により監事の氏名に関する登記をすべき場合を除き」

を加え、同条を第六条とする。

第九条中「公益法人」を「特例民法法人」に、「民法第五十一条に規定する」を「一般法人法及び整備法に定める」に改め、同条第一号及び第四号中「又は寄附行為」を削り、同条を第七条とする。

第十条中「民法」を「整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる整備法第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）」に改め、「規定により」を削り、同条を第八条とする。

第十一条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「公益法人の設立及び」を「特例民法法人の」に改め、同条を第十条とする。

（不動産取得税減免条例の一部改正）

第四条 不動産取得税減免条例（昭和三十年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「目的で設立された公益社団法人」を「ことを目的とする公益社団法人（その社員総会における議決権の全部が地方公共団体により保有されているものに限る。）」に、「出資金」を「その拠出をされた金額」に、「出えんされて」を「拠出をされて」に改める。

（青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第五条 青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項の設立の時の財産目録又は法」を「又は」に改める。

（青森県立自然公園条例の一部改正）

第六条 青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団

法人」に改める。

(青森県民福祉プラザ条例の一部改正)

第七条 青森県民福祉プラザ条例(平成十年三月青森県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

(青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例の一部改正)

第八条 青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例(平成十二年三月青森県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例

第一条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)」に、「同法第三十四条」を「整備法第四十二条第一項」に、「法人(以下「公益法人」という。）」の設立及び」を「特例社団法人及び特例財団法人(以下「特例民法法人」という。）」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「公益法人」を「特例民法法人」に、「事業年度を」を「事業年度(事業年度を定めなるときは、一月一日から十二月三十一日までとする。以下同じ。）」を「に改め、同条第三号中「社団法人」を「特例社団法人」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「公益法人は、第二条第四号及び前条第二号の」を「特例民法法人は、」に改め、同条を第三条とする。

第六条の見出し中「又は寄附行為」を削り、同条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「又は寄附行為」を削り、同条を第四条とする。

第七条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条第一号中「民法第四十六条第二項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般法人法」という。）第三百三条又は第三百十二条第四項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「民法第四十八条」を「一般法人法第三百四条第一項又は第三百十三条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三 一般法人法第三百五条（一般法人法第三百十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事等の職務の執行停止若しくは代行に係る仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しの登記がされたとき。

四 一般法人法第三百十二条第一項の規定により従たる事務所の新設の登記をしたとき。

第七条を第五条とする。

第八条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「ときは」の下に「一般法人法の規定により監事の氏名に関する登記をすべき場合を除き」を加え、同条を第六条とする。

第九条中「公益法人」を「特例民法法人」に、「民法第五十一条に規定する」を「一般法人法及び整備法に定める」に改め、同条第一号及び第四号中「又は寄附行為」を削り、同条を第七条とする。

第十条中「民法」を「整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる整備法第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）」に改め、「規定により」を削り、同条を第八条とする。

第十一条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「公益法人の設立及び」を「特例民法法人の」に改め、同条を第十条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例及び青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正前の青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例第三条及び第七条各号並びに第八条の規定による改正前の青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例第三条及び第七条各号に規定する登記に係る報告については、なお従前の例による。

(青森県民福祉プラザ条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第七条の規定による改正後の青森県民福祉プラザ条例別表の備考第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(青森県職員定数条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 青森県職員定数条例(昭和二十四年九月青森県条例第五十一号)第一条第七号

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第十二条第一項第三号

(青森県学校職員定数条例及び青森県警察職員定員条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

一 青森県学校職員定数条例(昭和三十六年三月青森県条例第二十三号)本則

二 青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）第一条第一項及び第二項

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「三億円（製造業）」を「二億円（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。次条において「総務省令」という。）第一条第六号に規定する農林漁業関連業種）」に、「五億円」を「五千万円」に改める。

第十条第一号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。次号において「総務省令」という。）」を「総務省令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県税の特別措置に関する条例第九条の規定は、平成二十年八月二十二日以後に青森県税の特別措置に関する条例第九条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対する不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前に対象施設を設置した事

業者に対する不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物

第十二条第二項中「もの」の下に「及び危険器具でその形状、構造又は機能が同項第二号に該当するもの」を加え、同条第七項中「又は特定がん具類」を「特定がん具類又は危険器具」に改める。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

（危険器具）

第十三条の五 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第十二条第二項の規定により指定された危険器具（以下「指定危険器具」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第十三条第三項第二号に該当するものを青

少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。

第二十一条第一項中「第十三条の三第五項」の下に、「第十三条の五第二項」を加える。

第二十八条の二第一項第一号中「又は特定がん具類」を、「特定がん具類又は危険器具」に改める。

第三十条第三項第一号中「第十三条の三第一項」の下に、「第十三条の五第一項」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例

青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県保健師助産師看護師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県保健師助産師看護師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保健師助産師看護師法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十五条の二第二項に規定する准看護師再教育研修、同条第四項に規定する登録及び同条第五項に規定する再教育研修修了登録証に関する事務

第二条を次のように改める。

（手数料の納入）

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手 称	区 数	分	料 金 額
------------	--------	--------	---	-------------

一 法第八条の規定による准看護師の免許を受けようとする者	料 准看護師免許手数料		五千六百元
二 法第十五条の二第二項の規定による准看護師再教育研修を受けようとする者	准看護師再教育研修受講手数料	法第十四条第二項第一号に掲げる処分を受けた者 法第十四条第二項第二号に掲げる処分を受けた者又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者	四万二千元 七万七千六百元
三 法第十五条の二第四項の規定による登録を受けようとする者	准看護師再教育研修了登録手数料		五千六百元
四 法第十五条の二第五項に規定する再教育研修了登録証の交付を受けようとする者	准看護師再教育研修了登録証交付手数料	書換交付の場合 再交付の場合	三千四百円 四千円
五 法第十八条の規定による准看護師試験を受けようとする者	准看護師試験受験手数料		六千九百元
六 政令第六条第二項の規定による准看護師免許証の書換交付を受けようとする者	准看護師免許証書換交付手数料		三千四百円
七 政令第七条第二項の規定による准看護師免許証の再交付を受けようとする者	准看護師免許証再交付手数料		四千円

八 政令附則第二項において準用する政令第六条第二項の規定による保健婦免状の書換交付を受けようとする者	保健婦免状書換交付手数料		三千四百円
九 政令附則第二項において準用する政令第六条第二項の規定による看護婦免状又は看護人免状の書換交付を受けようとする者	看護婦（人）免状書換交付手数料		三千四百円
十 政令附則第二項において準用する政令第七条第二項の規定による保健婦免状の再交付を受けようとする者	保健婦免状再交付手数料		四千円
十一 政令附則第二項において準用する政令第七条第二項の規定による看護婦免状又は看護人免状の再交付を受けようとする者	看護婦（人）免状再交付手数料		四千円
十二 省令第三十条第一項の規定による准看護師試験の合格証明書の交付を受けようとする者	准看護師試験合格証明書交付手数料		三千円
十三 省令附則第二項に規定する助産婦名簿の謄本の交付を受けようとする者	助産婦名簿謄本交付手数料		四千三百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十九条第一項の規定に基づき行う同法第一条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可、新法第三十条第一項の規定による配置販売業の許可及び新法第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可に関する事務」を加える。

別表中第二十八号を第三十一号とし、第十八号から第二十七号までを三号ずつ繰り下げ、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

<p>十九 省令第五百九十九条の十一第一項又は動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第一百七号）第一百五十五条の十二第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>販売従事登録証書 換え交付手数料</p>		<p>二千五百円</p>
<p>二十 省令第五百九十九条の十二第一項又は動物用医薬品等取締規則第一百五十五条の十三第一項の規定による販売従事登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>販売従事登録証再 交付手数料</p>		<p>三千円</p>

別表第十六号の次に次の一号を加える。

十七 法第三十六条の四第一項に規定する試験に係る合格証明書の交付を受けようとする者	登録販売者試験合格証明書交付手数料	三千円
---	-------------------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名 称	位 置
青森空港	青森市

別表第一第一号3中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一第一号3の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十一号中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同条第二十二号中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同条第二十三号中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改める。

別表第一号中

五千元

を

八千元

に、「二万円」を「一万五千元」に、「二万六千元」を「二

万三千元」に、「二万円」を「三万円」に、「三万六千元」を「五万三千元」に、「五万千元」を「七万四千元」に、

十四万円

を

二十一万円

に、「二十四万円」を「三十四万円」に、「四十六万円」を「六十六万円」

に、「九千円」を「一万三千円」に、「四千円」を「六千円」に、「五千円」を「七千円」に、「三千円」を「四千円」に、「八千円」を「一万二千円」に改め、同表第二号中「一万千円」を「一万五千円」に、「一万四千円」を「二万円」に、「一万九千円」を「二万七千円」に、「二万六千円」を「三万六千円」に、「四万千円」を「五万八千円」に、「五万五千円」を「七万六千円」に、「十二万円」を「十七万円」に、「十九万円」を「二十六万円」に、「三十八万円」を「五十三万円」に、「二万三千円（小荷物専用昇降機については、八千円）」を「二万九千円（小荷物専用昇降機については、一万二千円）」に、「二万二千円（小荷物専用昇降機については、八千円）」を「二万八千円（小荷物専用昇降機については、一万千円）」に、

一万円
一万三千円

を

一万五千円
一万九千円

に、「二万八千円」を「二万五千円」に、「二万四千円」を「三万四千円」

に、「三万八千円」を「五万四千円」に、「五万二千円」を「七万円」に、「十一万円」を「十六万円」に、

二十五万円

に、「三十七万円」を「五十二万円」に、

九千円

を

一万三千円

に改め、同表第三号中「一万円」を「一万四千円」に、「一万三千円」を「二万八千円」に、「一万七千円」を「二万三千円」に、「二万三千円」を

「三万二千円」に、「三万六千円」を「五万千円」に、「四万八千円」を「六万六千円」に、「十万円」を「十四万円」に、「十六万円」を「二十三万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「二万二千円」を「二万七千円」に、「八千円」を「一万千円」に、「九千円」を「一万三千円」

に改め、同表第十八号中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同表第十九号中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同表第二十号中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改める。

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第一条及び別表第十八号から第二十号までの改正規定は、公布の日から施行する。

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十一月二十八日から施行する。

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例

第一条、第二条（同条の前の見出しを含む。）及び第三条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第六条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「県議会の議決によつて設けた委員会」を「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会」に改め、同条第三号中「議長の招集する協議会等」を「会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行つた場合」に改め、同条第六号中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

第十一条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第一中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（青森県議会議員の期末手当支給条例の一部改正）

2 青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

（青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正）

3 青森県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十九年五月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「報酬月額」を「議員報酬月額」に、「青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」を「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に改める。

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十九年五月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十八号

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

青森県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭